

加古川市人権施策関係課連絡会議設置要綱

(設置)

第 1 条 人権施策の関係課において人権課題及び人権相談事例等の情報を適正に共有し、
庁内連携による人権問題への効果的な対応と円滑な相談体制の確保を図るため、加古川
市人権施策関係課連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 連絡会議の構成員は、別表のとおりとする。

(会議)

第 3 条 連絡会議は、市民協働部人権文化センター所長（以下「所長」という。）が招集し、
議長となる。

2 連絡会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見等を聴
くことができる。

(庶務)

第 4 条 連絡会議の庶務は、市民協働部人権文化センターにおいて処理する。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は所長が定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

所属	構成員
市民協働部	人権文化センター所長
市民協働部	生活安全課長
市民協働部	市民活動推進課長
福祉部	高齢者・地域福祉課長
福祉部	障がい者支援課長
こども部	家庭支援課長
教育指導部	教育支援課長